

4 情 個 第 4 1 号

令 和 4 年 9 月 8 日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和4年7月11日付け4情個第28号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和4年6月15日付け4教育第702号  
個人情報部分開示決定に係る審査請求



## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた個人情報を部分開示とした京丹後市教育委員会の決定は妥当と思料されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 不服申立ての経緯

- (1) 令和元年12月7日に京丹後市教育委員会において、本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）から京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱（平成16年京丹後市教育委員会訓令第5号）に基づく苦情の申出及び相談が行われ、実施機関において同日付で同要綱に規定される「苦情・相談記録簿」が作成された。
- (2) 実施機関は、令和元年12月10日付の法律相談申込書の添付資料としての苦情・相談記録簿（以下「法律相談資料」という。）を作成した。
- (3) 実施機関は、審査請求人から令和3年10月28日付で法律相談資料を請求する個人情報開示請求を受け、令和3年12月10日付3教育第1744号個人情報部分開示決定において、不開示部分の記載が判別可能な形で、開示した。
- (4) 実施機関は、審査請求人から令和3年12月4日付で「苦情・相談記録簿」及び「法律相談資料」の各公文書に記載された自己を本人とする保有個人情報を対象とする個人情報訂正請求を受け、令和4年3月30日付で「苦情・相談記録簿」の一部を訂正する個人情報訂正決定をし、「法律相談資料」の訂正をしない個人情報不訂正決定をした。
- (5) 実施機関は、審査請求人から令和4年5月2日付で法律相談資料を請求する個人情報開示請求を受け、令和4年5月16日に決定等の期間の延長をした後、令和4年6月15日付で個人情報部分開示決定処分を行った。
- (6) 審査請求人は、令和4年6月17日付で個人情報の部分開示決定に対して不服申立てをし、令和4年6月17日に審査庁において受理された。

### 第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 実施機関は、審査請求人に対して令和3年12月10日付3教育第1744号

個人情報部分開示決定処分において、法律相談資料を部分開示した。法律相談資料の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）はマスキング処理の不備から当該部分の内容が「こちらも弁護相談・京都府教委との調整に入る必要がある。」であることが判明している。よって審査請求人は既にその部分の記載内容を知っているため、京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号。以下「保護条例」という。）第19条第2号アで規定される「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるから、それに係る部分については開示されるべきである。

- (2) 実施機関は、法律相談資料の一部を、保護条例第19条第6号イ「市の争訟に係る事務に関する情報であり、開示することにより市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」とし、不開示の理由としているが、その内容自体はすでに判明しており、苦情・相談記録簿の訂正が行われた理由は、訂正請求時に審査請求人が提出した音声データにより審査請求人に訴訟を起こす意思が無いことが確認されたこと及び苦情・相談記録簿の「相談員の対応」の欄に作成者の所感の記載があるのは不適切であるとの審査請求人からの指摘があったことによるものであるため、当該部分を争訟に係る事務に関する内容として取り扱うのは、不当である。
- (3) 当該部分は、実施機関である教育委員会が苦情対応に関して、その対応のために法律相談又は京都府教育委員会との調整を行ったものであるから、その対応の内容は「公務員の職務遂行の内容に係る部分」として、保護条例第19条第2号ウの規定により開示すべきである。

#### 第4 実施機関による個人情報部分開示決定に係る理由の説明

- (1) 実施機関が、令和3年12月10日付3教育第1744号個人情報部分開示決定において、部分開示した複写文書は、マスキング処理後の確認が不十分であったため、結果として不開示情報が判明したと解するもので、当時の開示事務の過程において事務上の確認不足が原因であり、不適当な事務処理であったことは否めないが、実施機関としては当該部分を不開示である情報として判断し、部分開示をした保有個人情報であるため、当該事実をもって保護条例第19条第2号アを適用するという判断には至らない。
- (2) 審査請求人が主張するとおり、過去の個人情報訂正請求において音声データが

提出され、当該データ中で審査請求人が訴訟に関して言及をしている部分がないことは確認をしている。しかし、将来的に訴訟が起こらないと確定しているものではなく、また過去に苦情・相談記録簿を訂正した理由は、当該データを確認し、訴訟が起こらないと判断したためではなく、審査請求人に訴訟を起こす意思があるか無いかに関わらず、苦情・相談記録簿の「相談員の対応」の欄に相談員の所感が記載されていることは、不相当であるという判断をもって訂正をしたものである。加えて、実施機関としては争訟には、訴訟に限らず行政上の審査請求なども含まれ得ると解しており、法的な見解を弁護士に相談し、確認をしながらそれらに対して適切に対応していくため法律相談をしていることから、当該相談に係る内容は争訟に係る事務として、保護条例第19条第6号イを適用し、不開示とするものである。

## 第5 審査会の判断

### (1) 内容が既に判明している不開示部分をなおも不開示とすることについて

実施機関による部分開示をした個人情報の不開示部分に係るマスキング処理の不備により、その内容を判読することができている。

このことから審査請求人においては、その内容を既に知っており、当該部分に係る情報は、保護条例第19条第2号ア「慣行により、当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるとして開示すべきであると主張し、実施機関においては、マスキング処理の不備は事故であり、偶発的なその事実のみでは慣行になり得ないとして、不開示であるべきと主張している。

### (2) 訴訟を提起する意思が無いことに対する争訟性の有無の判断について

審査請求人の主張によると、過去の個人情報訂正請求において、審査請求人に訴訟を起こす意思がないことが確認されたことにより、苦情・相談記録簿が訂正され、法律相談資料に係る不開示部分と同じ内容を示す内容について、苦情・相談記録簿から当該内容が削除されたとされている。

他方、実施機関は、訴訟提起に係る審査請求人の意思の有無に関わらず、苦情・相談記録簿の「相談員の対応」の欄に相談員の所感が記載されることが不相当であることを理由に個人情報の訂正を行ったものであるとしている。

### (3) 保護条例第19条第2号ウの適用について

審査請求人の主張では、実施機関である教育委員会の事務として、審査請求人

に対する苦情相談対応を行ったものであるから、その事務に係る内容は職務遂行の内容に係る情報であるとされている。

(4) 不服申立て理由の検討

ア まず、内容が既に判明している不開示部分をなおも不開示とするものの適否を検討する。

保護条例第19条第2号アでは「法令等の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」はなお開示義務があるとして規定されているが、法令上、正規の手続で得られる情報及び事実上の慣習で得られる情報と、開示請求者が個別事情により現に知っている情報とでは、同じく「知っている情報」であったとしてもその性質は大きく異なるものと考えられる。「現に知っている情報」は、法令の規定ないし慣行により請求人が知ることとなった情報ないし知ることが予定されているものとは異なるものであり、当該保有個人情報と同内容の情報について、知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、「慣行として」には当たらないと解されることから保護条例第19条第2号アに該当しないものとする。

本件においては、マスキング処理の不備により、本件不開示部分の内容が判読できる状態にあることにより、審査請求人が本来知り得ない情報を知ることができた経緯があるが、当該経緯は上記のとおり「慣行として」本人が知ることができたという理由には乏しいものであるため、保護条例第19条第2号アを適用することは妥当ではないと考える。

イ 次に、訴訟を提起する意思が無いことに対する争訟性の有無の判断について検討する。

審査請求人によれば、訴訟を起こす意思はなく、訴訟について言及をしたことは無いとしているが、実施機関の陳述のとおりその事実をもってして訴訟が起り得ないということにはならないと考える。保護条例第19条第6号の規定により市等が「争訟に係る事務」に関する情報を不開示とすることができるものとしている趣旨は、実施機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が公開されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるからであると考えられることができる。そうすると「争訟」とは、訴訟に限らず、行政上の不服申立も含まれるとされ、現に係属し、又は具体的に係属が予定されている

ものに限らず、あるべき争訟に対処するための一般的方針もその対象であると解することができる。これらのことから、実施機関が将来的な争訟を想定し、事案に係る法律相談等の準備や対応を行うことは通常のことと思料されることから、審査請求人が訴訟を起こす意思を有しておらず、現に訴訟について言及していなかったとしても、典型的に争訟が起こり得るとして、本件開示部分は「争訟に係る事務」に関するものと考えられる。

次に、本件不開示部分が「争訟に係る事務」に関するものであったとしてもそれが開示されることにより「当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるのかが問題となるが、あるべき争訟に対処するための準備活動の始期、内容等が正規の交渉等の場を経ないで相手方に伝わることは、やはり一方当事者としての地位を不当に害するものとする。

以上により、保護条例第19条第6号イを適用し、本件不開示部分を不開示とすることは妥当であるとする。

ウ 最後に、保護条例第19条第2号ウの適用性について検討する。

保護条例第19条では「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報を次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定されており、この規定から保有個人情報中に保護条例第19条各号のいずれか1つにでも該当する部分がある場合、当該部分が不開示となり得ることが規定されている。

この点、上記イのとおり、本審査会においては、本件不開示部分にかかる実施機関の保護条例第19条第6号イの適用を相当と判断するものであることから、本件においては保護条例第19条第2号ウの適用性は判断しないものとする。

エ 以上のとおり、マスキング処理の不備で判読できた本件不開示部分に係る情報について、本来知り得ない情報を知ることが出来たことは、個別的な事情によるものであり、また、実施機関としてあるべき争訟に対処するため、準備又は対応を行うことは然るべきことであり、その情報を開示することは実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると思料するものである。

このことから、当審査会は本件審査請求には理由が無いとして、棄却されるべきであるとする。

## 第6 付言

本審査請求は、本件不開示部分のマスキング処理の不備に端を発するものであり、その不備に関する問題点は実施機関も弁明書及び口頭意見陳述においても認めているところである。本審査請求において判明した不開示部分の内容は、実施機関の対応に係る部分であったが、他方で、対象となる個人情報の内容によっては審査請求人以外の個人に係る情報が判明し、保有個人情報の漏洩となる危険性もあった事案であり、当審査会としても実施機関に対し、このような不備を繰り返すことのないよう強く求めるものである。

実施機関には、今後の保有個人情報に係る事務処理において、より慎重かつ適切に対応されることを求め付言とする。

## 第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年 7月11日	諮問書、審査請求書、弁明書及び意見書提出に係る回答の受理
令和4年 8月 9日	審議（第1回）
令和4年 8月23日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和4年 9月 2日	審議（第3回） 答申の検討
令和4年 9月 8日	答申